

泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託事業者選定プロポーザル募集要項

1 実施方法

本公募型プロポーザルは、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務について、業務実施に当たり、提案内容や見積金額等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うものとする。

2 実施概要

- (1) 委託番号 9学委第1号
- (2) 委託名 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託
- (3) 委託内容 泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (4) 見積限度額 3,200,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 プロポーザルに係る日程

- (1) 質問の締切 平成29年5月15日（月）午後4時まで
- (2) 質問の回答 平成29年5月17日（水）
- (3) 参加申込受付期間 平成29年5月17日（水）から
平成29年5月23日（火）まで
- (4) 提案書受付期間 平成29年5月31日（水）まで
- (5) 結果通知予定日 平成29年6月上旬

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、町がその資格を認めた者とする。

- (1) 本町の一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 井手町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年井手町告示第33号）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続きを開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きを開始する申立てをしていない又は申立てがされていないこと。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出書類 「参加申込書」
- (2) 提出場所 〒610-0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字二本松2-1
井手町教育委員会学校教育課（担当 岩村）
- (3) 提出方法 提出場所に持参または郵送すること。郵送する場合は、参加申込受付確認票返信用封筒（長形3号封筒に82円切手を貼り、返信先宛名を記載したもの）1通を同封し、事前に連絡すること。
- (4) 提出期限 平成29年5月23日（火）

6 提案書の提出

別紙「提案書等作成要領」に基づき、平成29年5月31日（水）午後5時必着とする。

7 企画提案の審査方法及び契約予定者の特定

(1) 企画提案の審査は、提出された企画提案書及び見積書等による書面審査にて行う。

- ア 実施日 平成29年6月上旬
- イ 内容 書面審査は、事業者名を審査委員に明かさず行うこととする。
- ウ 評価基準 100点を満点として、下表の配点による評価を行う。

| 評価項目 | 配点 |
|--|-----|
| ・本業務を円滑かつ適切に遂行できる体制を有しているか。 (リスク管理等、緊急時の体制を含む。) | 20点 |
| ・実施までの想定業務及びスケジュールは妥当か。 | 20点 |
| ・過去2年間における業務実績（同種又は類似）は十分か。 | 20点 |
| ・仕様書に基づき、適正な企画提案ができているか。 | 20点 |
| ・見積金額は本件業務に対して妥当か。 | 20点 |

エ 留意事項 指定した日時に企画提案書等が届かない者は、参加辞退したものとみなす。

(2) 契約予定者の特定

「泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、審査を行う。

- ア 提案事業者から出された提案書等を基に書面審査を行い、総合評価が最も高い者を契約予定者とする。
- イ 総合評価が最も高い者が2者以上ある時は、提案内容を総合的に判断し決定する。
- ウ 提案者が1者の場合も評価は実施する。ただし、評価結果において最低基準を満たさない場合は契約予定者とししない。

(3) その他

- ア 審査委員及び審査経過については公表しない。
- イ 審査結果については、プロポーザル参加業者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

8 結果通知

審査結果はFAXにより通知する。なお、選定した者には、別途公文書で通知する。

9 業務委託契約の締結

- (1) 選定委員会で選定した最適業者を契約予定者とし、随意契約により業務委託契約を締結する。
- (2) 辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。

10 その他留意点

- (1) 参加に際しての必要な費用は、参加者が負担することとする。
- (2) 提出書類の返却は行わない。また、提出書類は事業者選定の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (3) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語と日本国通貨に限る。
- (4) 提案書の提出を辞退しても、これを理由として今後不利益な取り扱いを受けることはない。
- (5) 本要項に示した書類のほか、町長が必要と認める書類の提出を求めることがある。